

EPC規則改正

1. 分割出願の時期的制限 (Rule 36 EPC)
2. 独立クレームの制限 (Rule 62a EPC)
3. 調査報告への応答の義務化
 - 3.1 EESRへの応答の義務化(Rule 70a EPC)
 - 3.2 EPOによって作成された国際調査報告/国際予備審査報告の見解への応答の義務化(Rule 161(1) EPC)

1. 分割出願の時期的制限 (Rule 36 EPC)

変更点

現行 EPOに係属中ならいつでも

改正 EPOに係属中であって、

- a) **最先の出願**(分割出願がある場合は親出願)に対する審査部からの**最初**の拒絶理由通知(1com)から**24 ヲ月**の期限が満了する前
- b) 審査部が先の出願(親出願)を Art. 82 EPC(発明の単一性)違反で拒絶した場合には、審査部がその拒絶理由を最初に提起した通知から**24 ヲ月**の期限が満了する前

のみ分割出願ができる

1. 分割出願の時期的制限 (Rule 36 EPC)

a)の典型的な例



a)の注意すべき例

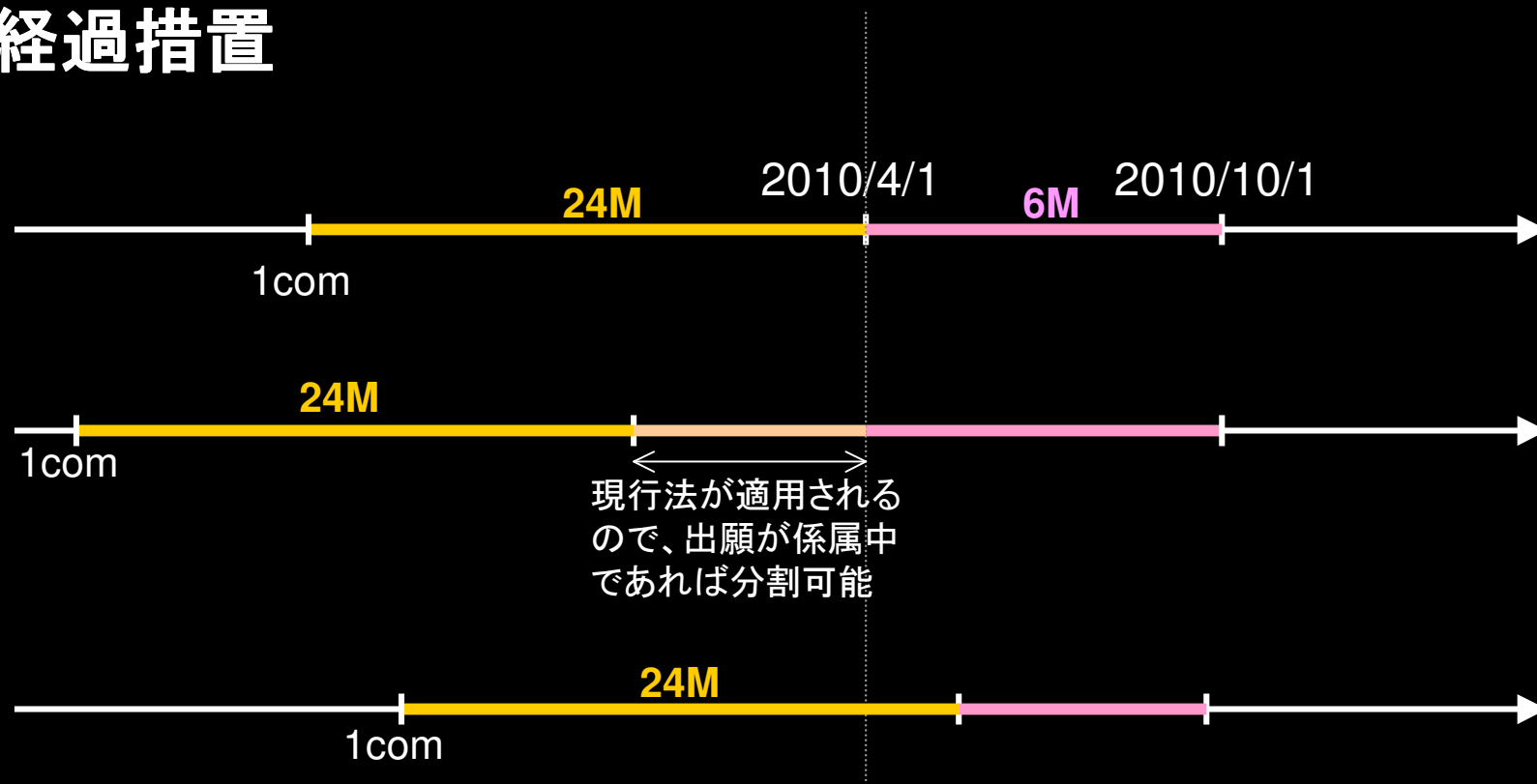


b)の典型的な例



1. 分割出願の時期的制限 (Rule 36 EPC)

経過措置



1. 分割出願の時期的制限 (Rule 36 EPC)

分割時期の延長は・・・不可

分割時期を徒過してしまったら・・・

Art. 121 EPC (Further processing)の請求不可

Art. 122 EPC (Re-establishing of rights)の請求は可能

1. 分割出願の時期的制限 (Rule 36 EPC)

係属中のEP出願について、分割出願の要否をチェックして、
2010年10月1日までに分割出願。

2008年4月1日以前の出願は要注意。

2. 独立クレームの制限 (Rule 62a EPC)

Rule 43(2) EPC

ヨーロッパ特許出願は、その出願の主題が以下の1つを含む場合に限り、同一のカテゴリに複数の独立クレームを含むことができる:

- (a) 複数の相互に関係のある生産物(product)
- (b) 生産物または装置(apparatus)の異なる用途(use)
- (c) 特定の課題に対する代替の解決法であって、単一のクレームによってこれらの代替法をカバーすることが不適切な場合

2. 独立クレームの制限 (Rule 62a EPC)

変更点

現行 審査段階において規則43(2)の要件を満たすように求められる。

改正 規則43(2)の要件を満たさない場合、サーチレポートの作成前に、どのクレームに基づいてサーチを行うべきかを問う通知が発行される。
通知に対して2ヶ月以内に応答しない場合、各カテゴリーの最初のクレームについてのみサーチが行われる。

2. 独立クレームの制限 (Rule 62a EPC)

<適用時期>

2010年4月1日以降にサーチレポートが発行される出願に適用される。

3.1 EESRへの応答の義務化(Rule 70a EPC)

拡張ヨーロッパ調査報告

(Extended European search report: EESR)

(Rule 62 EPC)

2005年7月1日以降に行われた出願について作成された補充ヨーロッパ調査報告書には、EPCの要件を充足しているか否かについての見解を示す「調査見解書」が添付され、調査見解書を添付した補充ヨーロッパ調査報告書は「拡張ヨーロッパ調査報告書」と呼ばれる。

3.1 EESRへの応答の義務化(Rule 70a EPC)

変更点

現行	EESRへの応答は任意であり、応答しない場合には、EESRと同一内容の最初のコミュニケーションが発行される。
改正後	EESRへの応答が義務化され、否定的な見解に対して応答しない場合には、出願は取下げたものとみなされる。

3.1 EESRへの応答の義務化(Rule 70a EPC)

応答期限

直接の欧州特許出願

欧州調査報告の公開から6ヶ月

Euro-PCT出願

(欧州特許庁をISAまたはIPEAとしないPCT出願の欧州領域段階出願)

EPOにより指定される出願続行手続の
期限内

適用時期

2010年4月1日以降にEESRが発行される出願に適用される。

3.2 EPOによって作成された国際調査報告/国際予備審査報告の見解への応答の義務化(Rule 161(1) EPC)

対象

欧州特許庁を国際調査機関(ISA)または国際予備審査機関(IPEA)とする出願

例)PCT出願が、日本国特許庁を受理官庁として、英語で行なわれ、欧州特許庁をISAとして指定した場合

3.2 EPOによって作成された国際調査報告/国際予備審査報告の見解への応答の義務化(Rule 161(1) EPC)

変更点

現行

国際予備報告(ISR)または国際予備審査報告(IPER)の見解書に対する応答は任意であり、応答しない場合には、ISRまたはIPERと同一内容の最初のコミュニケーションが発行されます。

改正後

規則161(1)に基づくコミュニケーションが発行され、見解書に対して1ヶ月以内に応答しない場合には、出願は取下げたものとみなされます。

3.2 EPOによって作成された国際調査報告/国際予備審査報告の見解への応答の義務化(Rule 161(1) EPC)

適用時期

2010年4月1日以降に規則161(1)に基づくコミュニケーションが発行される出願に適用されます。

規則161(1)に基づくコミュニケーションはISRの公開または欧州領域段階への移行のいずれか遅い方の直後に発行される。